（経過措置）

第二条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則第二条の規定は、次の各号に掲げる場合において、農林水産大臣又はその委任を受けた職員が、国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときに準用する。

一　法附則第四条第五項の規定により、法第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二条第一項第十二号により設置された国有林野事業特別会計（次号において「旧国有林野事業特別会計」という。）に属する現金を一般会計の歳入に組み入れるとき

二　法附則第四条第五項ただし書の規定により、旧国有林野事業特別会計に属する現金を特別会計に関する法律第二条第一項第十八号の規定により設置する東日本大震災復興特別会計の歳入に組み入れるとき

2　前項各号に掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、かつ、次の各号に掲げる区分により、その払出科目及び受入科目を記載しなければならない。

一　前項第一号に掲げる場合には、払出科目として「何年度、農林水産省所管国有林野事業特別会計、歳出外、組入」、受入科目として「何年度、農林水産省主管一般会計、歳入」

二　前項第二号に掲げる場合には、払出科目として「何年度、農林水産省所管国有林野事業特別会計、歳出外、組入」、受入科目として「何年度、東日本大震災復興特別会計、歳入」

○財務省令第十号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　財務大臣　麻生　太郎

政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附　則

この省令は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

○財務省令第十一号

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）の施行に伴い、慰労金国庫債券の発行交付等に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　財務大臣　麻生　太郎

慰労金国庫債券の発行交付等に関する省令を廃止する省令

慰労金国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和六十三年大蔵省令第二十九号）は廃止する。

附　則

この省令は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

○財務省令第十二号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）第十二条第一項の規定に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令（平成十五年財務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（平成二十五年三月三十一日に終わる事業年度を含む中期目標の期間に係る国庫等納付金の納付の特例）

第三条　機構法第十二条第一項の規定による国庫等への納付金で平成二十五年三月三十一日に終わる事業年度を含む通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間に係るものの額は、第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一　機構法第十二条第一項第二号に定める金額のうち、平成二十三年六月三日の閣議決定「国家公務員の給与減額支給措置について」及び平成二十三年十月二十八日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」に基づいて減額された給与に相当する額

二　機構法第十二条第一項第二号に定める金額から前号に掲げる金額を控除した額について第十三条の規定を準用して計算した額

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十三号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十六条において準用する同法第二十条及び同法第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　退職等年金給付業務経理　法第七十四条に規定する退職等年金給付に関する取引

第百十四条に次の三項を加える。

7　法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）で、同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、氏名、生年月日、住所及び支給繰上げの請求をする旨を記載した届出書を第一項の請求書と併せて提出しなければならない。

8　前項の届出書を提出する者（組合員でないものに限る。）が法附則第十二条の四の二第一項に規定する障害状態にあるときは、次に掲げる事項を記載した書類を併せて提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所

二　傷病の名称及び法第八十一条第一項に規定する初診日（以下「初診日」という。）

三　障害共済年金又は令第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付（障害を給付事由とする年金である給付に限る。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

四　その他必要な事項